

規制に係る事前評価書（要旨）

【 関係法令の名称 】

規制の内容	廃棄物処理業の許可を取り消された者等に対する措置命令の規定の準用及び排出事業者への通知の義務付		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル 対策部企画課廃棄物・リサイクル制 電話番号：03-6457-9097 E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp 度企画室		
評価実施時期	平成29年3月2日		
規制の目的、内容及び必要性等	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理業の許可を受けた者等が、当該許可に係る事業を廃止し、又は当該許可を取り消された場合等において、廃棄物の処理基準に適合していない保管を行っていると認められるときに、市町村長、都道府県知事等は、これらの者に対し、処理基準に従って当該廃棄物の保管をすることを命ずることができるとする。また、排出事業者へ事業を廃止した旨の通知の発出を義務付ける。これらの施策により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。		
	関連条項	第14条の2第4項及び第5項、第14条の3の2第3項及び第4項、第14条の5第4項及び第5項、第14条の6、第19条の10	
想定される代替案	代替案① 許可を取り消された者が廃棄物を保管している場合において、当該保管者に、適切な保管や排出事業者への許可を取り消されたこと等の通知をすることを行政指導により求める。		
	代替案② *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	市町村長又は都道府県知事等から命令を受けた者は命令に従い適切な保管を行う義務を負う。また、許可等が取り消しをされた者等は、その旨を通知する義務を負う。そして適切な保管を行う費用や許可等が取り消しをされたこと等を通知する費用が生じる。	・市町村長又は都道府県知事等からの行政指導に従う場合は、適切な保管を行う費用及び許可等が取り消しをされたこと等を通知する費用が生じる。	
(行政費用)	命令を発する事務が生じる。	・行政指導を行うコストが生じる。	
(その他の社会的費用)	特に想定されない。	・特に想定されない。	

規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<p>現行法において、廃棄物処理基準が適用されない、許可取消しを受けた者等について、処理基準に従った保管を求めることができるなど、廃棄物の適正な処理の確保に資することができる。また、通知の義務付けにより、産業廃棄物の処理を委託した先が許可の取消し等を受けた事実を排出事業者が迅速に把握できることで適正処理の確保に資することが期待できる。</p>	<p>・行政指導には限界があり、廃棄物の適正処理を確保するためには不十分である。</p>	
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>発生する費用負担と得られる便益について代替案と比較すると、改正案の方が事業を廃止した者等による生活環境保全上の支障を生ずるおそれをより回避できるようになると考えられることから、本規制措置は妥当である。</p>		
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成29年2月中央環境審議会）においては、「改善命令の対象とするために許可の取消しを行えないのは本末転倒であり、適正な管理の実施を確保するため、許可を取り消された者であっても、処理基準に従って廃棄物の保管をすることその他必要な命令の対象とするべきである。」また、「排出事業者の迅速な処理状況の把握及び適正な措置の履行を担保するために、業の許可を取り消された者に対しても、処理困難通知を義務付けるべきである。」とされている。</p>		
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則第5条の規定に基づき、法律の公布の日から起算して3年を超えない範囲において政令で定める施行日から起算して5年後を予定。</p>		
<p>備 考</p>			